四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六（五一三））

○内閣府告示第千五百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十一年内閣府告示第二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊豆市

二　構造改革特別区域の名称　伊豆市人あった か・子供いきいき給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　伊豆市の全域

○内閣府告示第千五百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十年内閣府告示第五百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県北設楽郡設楽町

二　構造改革特別区域の名称　食育したら給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　愛知県北設楽郡設楽町の全域

○内閣府告示第千五百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十七年内閣府告示第百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊賀市

二　構造改革特別区域の名称　伊賀市意育教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　伊賀市の全域

○内閣府告示第千五百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十四年内閣府告示第三百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳥取県東伯郡湯梨浜町

二　構造改革特別区域の名称　保育の充実による若者支援特区

三　構造改革特別区域の範囲　鳥取県東伯郡湯梨浜町の全域

○内閣府告示第千五百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成十九年内閣府告示第五百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　尾道市

二　構造改革特別区域の名称　尾道市人間教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　尾道市の全域

○内閣府告示第千五百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十六年内閣府告示第百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県阿蘇郡南阿蘇村

二　構造改革特別区域の名称　南阿蘇村教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　熊本県阿蘇郡南阿蘇村の全域

○法務省告示第二百九十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を改正する件を次のように定める。

平成二十九年六月六日

法務大臣　金田　勝年

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。	［同上］
［一～二の二　略］	［一～二の二　同上］
三　台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	三　亜東関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
［四～四十二　略］	［四～四十二　同上］
別表第一	**別表第一**
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　申請人以外に家事使用人を雇用していない台湾日本関係協会の本邦の事務所の代表又は副代表	四　申請人以外に家事使用人を雇用していない亜東関係協会の本邦の事務所の代表又は副代表
［五・六　略］	［五・六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○外務省告示第百九十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十九年五月二十三日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十九年六月六日

外務大臣　岸田　文雄

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成29年5月23日	2012年1月20日	TK6147726

○厚生労働省告示第二百十七号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十九年六月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久